

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

〔平成 19 年 1 月 17 日
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 13 号〕

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 給料（第 2 条—第 10 条）

第 3 章 手当（第 11 条—第 24 条）

第 4 章 補則（第 25 条—第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職員（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職員を除く。）の給与に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 給料

（派遣職員の給与）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 第 1 項の規定により他の地方公共団体から派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の給与（時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く。）については、支給しない。ただし、広域連合と派遣職員を派遣した地方公共団体（以下「派遣元」という。）との協定により特別の定めがある場合は、当該協定に定めるところによる。

（給料）

第 3 条 職員（大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 4 号）第 4 条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。）には、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 9 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条及び第 3 条の規定により定められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対し、給料を支給する。

2 派遣職員の給料は、その者が当該派遣元において職員として在籍した場合に受けるべき給料の月額（以下「給料月額」という。）とし、支給その他の手続は、当該派遣元の条例の例による。

（給料表）

第 4 条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表

(2) 医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

ロ 医療職給料表（二）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第28条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。

（職務の級及び号給の決定）

第5条 職員の職務の級は、規則で定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

（昇給の基準）

第6条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じ、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳に達した日の属する会計年度の末日を超えて在籍する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

（任期付短時間勤務職員の給料月額）

第6条の2 任期付短時間勤務職員の給料月額は、給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（復職時等における給料月額の調整）

第7条 休職（法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合を含む。）、休暇又は療養のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、規則の定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。

（給料の支給方法）

第8条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月額を規則で定める日に支給する。

（給料の支給方法）

第9条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等によって給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定によって給料を支給する場合であつて、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から勤務時間条例第3条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給料の調整額)

第10条 広域連合長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の規定による調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

第3章 手当

(手当)

第11条 職員には、給料のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給する。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 身体又は精神に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,800円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、扶養親族の増減等に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域手当)

第13条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12.8を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額

12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1,2000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として規則で定める職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車その他の交通用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として規則で定める職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として規則で定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、6か月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、当該区分に掲げる額に支給対象期間の月数を乗じて得た額（任期付短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）。ただし、規則で定めるところにより通勤が不便であると認められる職員又は通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員にあっては、30,500円又は43,600円を超えない範囲内で規則で定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額

自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額
5キロメートル未満	2, 0 0 0円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4, 2 0 0円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7, 3 0 0円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10, 4 0 0円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13, 5 0 0円
25キロメートル以上30キロメートル未満	16, 6 0 0円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19, 7 0 0円
35キロメートル以上40キロメートル未満	22, 8 0 0円
40キロメートル以上45キロメートル未満	25, 9 0 0円
45キロメートル以上50キロメートル未満	29, 1 0 0円
50キロメートル以上55キロメートル未満	32, 3 0 0円
55キロメートル以上60キロメートル未満	35, 5 0 0円
60キロメートル以上	38, 7 0 0円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

3 通勤手当の支給を受けた職員につき、支給対象期間に住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合その他の規則で定める事由が生じた場合には、通勤の実情の変更等を考慮して、規則で定める額を追給し、又は返納させるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(時間外勤務手当)

第16条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、前項に規定する勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100の125か

ら100の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100の100」とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第7条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第3項により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
 - (2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の50
- 6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
 - (1) 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
 - (2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の50から第3項で定める割合を減じた割合
- 7 第2項及び前3項の規定にかかわらず、派遣職員の勤務1時間当たりの給与額は、当該職員の給与の適用を受ける派遣元の例により算出した額とする。
（休日勤務手当）

第17条 休日勤務手当は、勤務時間条例第9条に規定する休日（勤務時間条例第10条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。勤務時間条例第3条の規定により毎

日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が勤務時間条例第3条の規定により定められた週休日に当たるときは、規則で定める日において正規の勤務時間中に勤務した職員に対しても、同様とする。

2 休日勤務手当の額は、前項に規定する勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、派遣職員の勤務1時間当たりの給与額は、当該職員の給与の適用を受ける派遣元の例により算出した額とする。

（夜間勤務手当）

第18条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、当該勤務について支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項に規定する勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき、規則で指定する職にある者に対して支給する。

2 管理職手当の月額は、管理職手当を支給される者の給料月額の100分の25を超えない範囲内で規則で定める。

（期末手当）

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、規則で定める日（以下「期末手当支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（以下第23条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の106.25を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に第29条第2項、第4項、第6項又は第7項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡

した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上である職員のうち規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者

第22条 任命権者は、期末手当支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該期末手当支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、通知すべき書類を特定するために必要な情報、その者の氏名及び任命権者がその書類を保管し、いつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を広域連合の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことができる。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により通知が到達したものとみなされた場合は、この限りでない。
- 8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ広域連合長に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。
- 9 前各項に規定するもののほか、第2項の書面及び第7項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、規則で定める日（以下「勤勉手当支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第7項の規定の適用を受

ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 第20条第3項及び第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第23条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。
- 4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条及び第22条中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。）から」と、「期末手当支給日」とあるのは「勤勉手当支給日」と読み替えるものとする。

（退職手当）

第24条 退職手当については、別に条例で定める。

第4章 補則

（適用除外）

第24条の2 第12条、第14条及び第24条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

（勤務1時間当たりの給与額）

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（任期付短時間勤務職員にあっては一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条各項の規定により採用された職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して規則で定める額）とする。

（給与の減額）

第26条 正規の勤務時間に職員が勤務しないときは、勤務時間条例第12条に規定する休暇が与えられた場合その他その勤務しないことについて任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（特定の職員についての適用除外）

第27条 第16条から第18条までの規定は、第19条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

（臨時的任用の職員等の給与）

第28条 臨時的任用の職員のうち、この条例の規定を適用することが適当でない者及び非常勤の職員の給与は、この条例の規定にかかわらず、日額又は月額とし、その額は、予算の範囲内において常勤の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が定める。

（休職者の給与）

第29条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間がその休職に引き続く当該疾病による療養期間を通算して満3年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が精神疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100を支給する。
- 4 職員が前3項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 5 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 6 職員が大阪府後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第5号）第2条に掲げる事由に該当して休職にされたとき（次項に掲げるときを除く。）は、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 7 職員が大阪府後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例第2条に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

（給与の口座振込）

第30条 給与は、職員からの申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振り込みの方法により支給することができる。

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則（平成20年条例第6号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成２２年条例第１号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年条例第１号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年条例第２号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年条例第３号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和２年条例第２号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年条例第１号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和４年条例第２号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和３年４月１日から適用する。

附 則（令和５年条例第２号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和６年条例第２号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和５年４月１日から適用する。

附 則（令和７年条例第２号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下、「改正後条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。ただし、改正後条例の第１３条の規定は、令和７年４月１日から適用する。

附 則（令和７年条例第４号）

（施行期日）

１ この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

２ この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

３ 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第２２条第１項（第１号に係る部

分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪について起訴をされた者とみなす。

(その他の経過措置)

4 附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則 (令和8年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和7年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195, 200	268, 800	311, 500	363, 500	400, 400	452, 000	521, 100	579, 500
2	196, 300	269, 900	312, 900	365, 600	402, 500	454, 100		
3	197, 500	271, 000	314, 300	367, 600	404, 700	456, 000		
4	198, 600	272, 000	315, 800	369, 500	406, 900	458, 000		
5	199, 700	273, 200	317, 600	371, 500	409, 100	459, 600		
6	200, 800	274, 100	319, 500	373, 600	411, 500	461, 400		
7	201, 900	275, 200	321, 400	375, 200	414, 000	463, 200		
8	203, 000	276, 500	323, 300	377, 100	416, 500	465, 200		
9	204, 100	277, 500	325, 100	379, 200	418, 700	467, 000		
10	205, 600	278, 200	326, 800	381, 000	420, 800	468, 600		
11	206, 900	279, 300	328, 700	382, 600	422, 700	469, 900		
12	208, 200	280, 200	330, 400	384, 500	424, 700	471, 600		
13	209, 400	281, 200	332, 500	386, 200	426, 700	472, 900		
14	211, 000	282, 200	334, 300	388, 100	428, 600	474, 400		
15	212, 500	283, 200	336, 000	389, 900	430, 300	475, 800		
16	213, 900	284, 300	337, 700	391, 900	432, 300	477, 300		
17	214, 900	285, 100	339, 400	394, 000	434, 200	478, 600		
18	216, 800	286, 600	340, 800	395, 900	435, 900	479, 900		
19	218, 100	287, 900	342, 500	397, 600	437, 500	481, 100		
20	219, 500	289, 100	344, 100	399, 500	439, 200	482, 100		
21	221, 400	290, 600	346, 000	401, 400	441, 000	482, 900		
22	224, 100	291, 700	348, 000	403, 000	442, 600	483, 300		
23	226, 700	292, 900	349, 800	404, 400	444, 000	483, 700		
24	229, 200	294, 000	351, 500	406, 100	445, 600	484, 100		
25	231, 900	295, 400	353, 200	407, 800	447, 000	484, 300		

26	233, 500	296, 800	355, 000	409, 100	448, 200	484, 700		
27	235, 200	297, 900	356, 800	410, 500	449, 300	485, 100		
28	236, 800	299, 300	358, 600	411, 900	450, 500	485, 600		
29	238, 100	300, 500	360, 100	413, 300	451, 600	486, 200		
30	238, 500	301, 500	361, 800	414, 500	452, 900	486, 600		
31	239, 300	302, 700	363, 400	415, 500	454, 100	487, 000		
32	240, 000	303, 900	365, 000	416, 700	455, 400	487, 400		
33	240, 800	305, 300	366, 600	417, 700	456, 300	487, 900		
34	241, 400	306, 800	368, 300	418, 800	457, 100	488, 200		
35	242, 000	308, 200	369, 600	419, 800	457, 700	488, 600		
36	242, 800	309, 700	371, 000	420, 900	458, 200	489, 000		
37	243, 600	311, 000	372, 500	421, 800	458, 600	489, 300		
38	244, 600	312, 400	373, 600	422, 500	459, 000	489, 700		
39	245, 600	313, 800	374, 600	423, 200	459, 300	490, 100		
40	246, 400	315, 100	375, 900	423, 900	459, 700	490, 500		
41	249, 200	316, 600	377, 000	424, 600	460, 000	490, 800		
42	250, 800	318, 100	377, 800	425, 300	460, 300	491, 100		
43	252, 400	319, 400	378, 800	425, 900	460, 600	491, 400		
44	254, 000	320, 700	379, 700	426, 300	460, 900	491, 600		
45	255, 100	322, 100	380, 400	426, 700	461, 100	491, 800		
46	256, 500	323, 500	381, 200	426, 900	461, 300			
47	258, 100	324, 800	381, 900	427, 100	461, 500			
48	259, 700	326, 200	382, 900	427, 300	461, 700			
49	260, 700	327, 300	383, 600	427, 500	461, 900			
50	261, 700	328, 500	384, 100	427, 700	462, 100			
51	262, 800	329, 600	384, 400	427, 900	462, 300			
52	263, 900	331, 000	385, 000	428, 100	462, 500			
53	265, 100	332, 300	385, 300	428, 300	462, 700			
54	266, 000	333, 600	385, 900	428, 500	462, 900			
55	267, 100	334, 900	386, 400	428, 700	463, 100			
56	268, 500	336, 100	386, 900	428, 900	463, 300			
57	269, 300	337, 300	387, 200	429, 100	463, 500			

58	270, 100	338, 200	387, 900	429, 300				
59	271, 000	339, 100	388, 600	429, 500				
60	271, 800	340, 000	389, 300	429, 700				
61	272, 500	340, 700	389, 900	429, 900				
62	273, 100	341, 500	390, 500	430, 100				
63	273, 700	342, 300	391, 200	430, 300				
64	274, 500	343, 100	391, 900	430, 500				
65	275, 100	343, 700	392, 100	430, 700				
66	276, 100	344, 200	392, 500	430, 900				
67	277, 000	344, 800	392, 800	431, 100				
68	277, 900	345, 400	393, 100	431, 300				
69	278, 600	346, 100	393, 400	431, 500				
70	279, 400	346, 800	393, 700	431, 700				
71	280, 300	347, 500	394, 000	431, 900				
72	281, 100	348, 200	394, 300	432, 100				
73	281, 800	348, 500	394, 700	432, 300				
74	282, 700	349, 100	395, 000					
75	283, 500	349, 700	395, 400					
76	284, 400	350, 300	395, 800					
77	285, 000	350, 600	396, 000					
78	285, 500	351, 100	396, 200					
79	286, 300	351, 600	396, 400					
80	287, 100	352, 100	396, 600					
81	287, 900	352, 500	396, 800					
82	288, 800	353, 000	397, 000					
83	289, 700	353, 400	397, 200					
84	290, 500	353, 900	397, 400					
85	291, 300	354, 100	397, 600					
86	292, 200	354, 600	397, 800					
87	293, 100	355, 000	398, 000					
88	293, 900	355, 500	398, 200					
89	294, 700	355, 800	398, 400					

90	295, 600	356, 300						
91	296, 400	356, 800						
92	297, 100	357, 300						
93	297, 800	357, 500						
94	298, 500	357, 700						
95	299, 100	358, 200						
96	299, 700	358, 700						
97	300, 400	358, 900						
98	300, 900	359, 300						
99	301, 300	359, 700						
100	302, 000	359, 900						
101	302, 600	360, 100						
102	303, 100	360, 300						
103	303, 600	360, 500						
104	304, 100	360, 700						
105	304, 500	361, 000						
106	304, 700	361, 200						
107	304, 900	361, 400						
108	305, 100	361, 600						
109	305, 300	361, 800						
110	305, 500	362, 000						
111	305, 700	362, 200						
112	305, 900	362, 400						
113	306, 100	362, 600						
114	306, 300							
115	306, 500							
116	306, 700							
117	306, 900							
118	307, 200							
119	307, 500							
120	307, 800							
121	308, 100							

122	308, 500							
123	308, 900							
124	309, 100							
125	309, 300							
126	309, 700							
127	309, 900							
128	310, 100							
129	310, 300							
130	310, 500							
131	310, 700							
132	310, 900							
133	311, 100							
134	311, 300							
135	311, 500							
136	311, 700							
137	311, 900							
138	312, 100							
139	312, 300							
140	312, 500							
141	312, 700							
142	312, 900							
143	313, 100							
144	313, 300							
145	313, 500							
146	313, 700							
147	313, 900							
148	314, 100							
149	314, 300							
150	314, 500							
151	314, 700							
152	314, 900							
153	315, 100							

154	315, 300							
155	315, 500							
156	315, 700							
157	315, 900							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第4条関係）

イ 医療職給料表（一）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	202, 300	286, 800	326, 900	376, 900	396, 700
2	203, 700	287, 600	328, 800	378, 600	399, 000
3	205, 100	288, 400	330, 600	380, 400	401, 300
4	206, 500	289, 100	332, 400	382, 200	403, 600
5	207, 700	289, 600	334, 300	384, 000	406, 000
6	209, 600	290, 100	336, 200	386, 100	408, 500
7	211, 400	290, 600	338, 100	388, 100	411, 000
8	213, 200	291, 100	339, 900	390, 100	413, 500
9	214, 800	291, 600	341, 600	392, 100	416, 100
10	216, 400	292, 300	343, 200	394, 200	418, 300
11	218, 100	293, 000	344, 700	396, 200	420, 600
12	219, 600	293, 700	346, 300	398, 200	422, 900
13	220, 900	294, 200	347, 800	400, 000	424, 800
14	223, 000	295, 500	349, 600	401, 800	426, 800
15	225, 000	296, 800	351, 400	403, 300	428, 600
16	227, 000	298, 000	353, 200	405, 000	430, 600
17	228, 900	299, 200	355, 100	406, 700	432, 300
18	230, 800	300, 300	356, 900	408, 200	434, 300
19	232, 700	301, 500	358, 700	409, 700	436, 300
20	234, 500	302, 600	360, 400	411, 200	438, 400
21	236, 400	303, 700	362, 100	412, 600	440, 200
22	238, 000	304, 900	363, 500	413, 900	441, 800
23	239, 500	306, 100	365, 000	415, 100	443, 200
24	241, 000	307, 300	366, 500	416, 400	444, 800
25	246, 500	308, 400	368, 000	417, 300	446, 400

26	247, 100	309, 700	369, 500	418, 500	447, 700
27	247, 900	311, 000	371, 000	419, 700	449, 000
28	248, 600	312, 200	372, 500	420, 900	450, 300
29	249, 300	313, 400	373, 900	421, 800	451, 500
30	250, 000	314, 900	375, 200	422, 600	452, 500
31	250, 700	316, 400	376, 500	423, 400	453, 500
32	251, 400	317, 800	377, 800	424, 200	454, 500
33	252, 100	319, 200	379, 000	424, 700	455, 500
34	252, 800	320, 700	380, 000	425, 300	456, 500
35	253, 500	322, 100	381, 000	425, 900	457, 500
36	254, 300	323, 400	382, 000	426, 400	458, 300
37	254, 900	324, 700	382, 900	426, 600	459, 000
38	256, 000	326, 100	383, 600	426, 800	459, 400
39	257, 100	327, 500	384, 400	427, 000	459, 800
40	258, 200	328, 900	385, 200	427, 200	460, 100
41	259, 400	330, 300	385, 900	427, 400	460, 300
42	260, 500	331, 600	386, 900	427, 700	460, 500
43	261, 600	332, 900	387, 900	427, 900	460, 700
44	262, 800	334, 200	388, 900	428, 100	460, 900
45	263, 500	335, 400	389, 600	428, 300	461, 100
46	264, 400	336, 500	390, 500	428, 500	461, 300
47	265, 200	337, 600	391, 400	428, 700	461, 500
48	266, 000	338, 800	392, 300	428, 900	461, 700
49	266, 800	340, 000	392, 800	429, 100	461, 900
50	267, 600	340, 900	393, 600	429, 300	462, 100
51	268, 400	341, 800	394, 400	429, 500	462, 300
52	269, 200	342, 700	395, 200	429, 800	462, 500
53	270, 100	343, 600	395, 700	430, 000	462, 700
54	270, 700	344, 500	396, 400	430, 300	
55	271, 300	345, 300	397, 100	430, 500	
56	271, 900	346, 100	397, 800	430, 700	
57	272, 600	346, 700	398, 400	430, 900	
58	273, 500	347, 500	399, 100	431, 100	
59	274, 300	348, 300	399, 700	431, 300	
60	275, 100	349, 000	400, 200	431, 500	
61	275, 800	349, 500	400, 400	431, 700	
62	276, 700	350, 100	400, 800		
63	277, 500	350, 700	401, 100		

64	278, 300	351, 300	401, 400		
65	279, 100	351, 700	401, 800		
66	280, 000	352, 400	402, 200		
67	280, 900	353, 100	402, 500		
68	281, 800	353, 800	402, 800		
69	282, 700	354, 300	403, 100		
70	283, 600	354, 900	403, 500		
71	284, 400	355, 500	404, 000		
72	285, 200	356, 100	404, 400		
73	285, 800	356, 400	404, 600		
74	286, 500	357, 000	404, 900		
75	287, 200	357, 600	405, 200		
76	287, 900	358, 200	405, 500		
77	288, 500	358, 400	405, 800		
78	289, 400	358, 900	406, 100		
79	290, 200	359, 400	406, 400		
80	290, 900	359, 900	406, 700		
81	291, 600	360, 100	407, 000		
82	292, 300	360, 500	407, 300		
83	292, 900	360, 900	407, 600		
84	293, 500	361, 200	407, 900		
85	294, 100	361, 400	408, 200		
86	294, 800	361, 800	408, 400		
87	295, 500	362, 200	408, 600		
88	296, 100	362, 600	408, 800		
89	296, 800	363, 100	409, 000		
90	297, 500	363, 500			
91	298, 200	363, 900			
92	298, 900	364, 200			
93	299, 500	364, 400			
94	300, 100	364, 700			
95	300, 600	365, 000			
96	301, 100	365, 200			
97	301, 700	365, 400			
98	302, 100	365, 600			
99	302, 500	365, 800			
100	302, 800	366, 000			
101	303, 100	366, 200			

102	303, 500	366, 400			
103	303, 900	366, 600			
104	304, 300	366, 800			
105	304, 500	367, 000			
106	304, 700				
107	304, 900				
108	305, 100				
109	305, 400				
110	305, 600				
111	305, 800				
112	306, 000				
113	306, 200				
114	306, 400				
115	306, 600				
116	306, 800				
117	307, 000				
118	307, 200				
119	307, 400				
120	307, 600				
121	307, 800				
122	308, 000				
123	308, 200				
124	308, 400				
125	308, 600				
126	308, 800				
127	309, 000				
128	309, 200				
129	309, 400				
130	309, 600				
131	309, 800				
132	310, 000				
133	310, 200				
134	310, 400				
135	310, 600				
136	310, 800				
137	311, 000				
138	311, 200				
139	311, 400				

140	311,600				
141	311,800				
142	312,000				
143	312,200				
144	312,400				
145	312,600				
146	312,800				
147	313,000				
148	313,200				
149	313,400				
150	313,600				
151	313,800				
152	314,000				
153	314,200				
154	314,400				
155	314,600				
156	314,800				
157	315,000				

備考 この表は、薬剤師、栄養士及び歯科衛生士に適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	222,300	285,400	303,500	329,800	355,900
2	223,700	286,900	304,200	330,900	357,900
3	225,200	288,400	305,100	332,200	359,900
4	226,600	289,800	305,900	333,500	361,900
5	228,000	290,900	306,600	334,700	363,700
6	229,500	291,400	307,600	336,200	365,700
7	231,000	291,800	308,800	337,800	367,800
8	232,500	292,200	309,900	339,400	369,700
9	233,700	292,500	310,800	341,000	371,700
10	235,300	292,700	311,600	342,300	373,300
11	236,800	293,100	312,400	343,600	374,800
12	238,300	293,600	313,300	344,900	376,300
13	239,900	293,800	314,400	346,200	378,200

14	242, 000	294, 000	315, 300	347, 600	380, 000
15	244, 000	294, 300	316, 400	349, 000	381, 900
16	246, 200	294, 600	317, 500	350, 500	383, 800
17	257, 900	294, 800	318, 400	352, 000	385, 600
18	260, 400	295, 000	319, 400	353, 500	387, 500
19	262, 600	295, 200	320, 600	354, 900	389, 200
20	264, 900	295, 400	321, 800	356, 200	391, 200
21	267, 200	295, 600	322, 900	357, 600	393, 000
22	268, 600	296, 100	324, 300	358, 900	395, 000
23	269, 900	296, 800	325, 800	360, 200	396, 800
24	271, 200	297, 300	327, 200	361, 500	398, 800
25	272, 500	297, 800	328, 400	363, 200	400, 700
26	272, 700	298, 700	329, 700	364, 800	402, 300
27	272, 900	299, 700	330, 800	366, 400	403, 800
28	273, 100	300, 700	331, 900	368, 000	405, 300
29	273, 300	301, 500	333, 100	369, 500	407, 000
30	273, 700	302, 300	334, 400	371, 100	408, 900
31	274, 100	303, 100	335, 700	372, 600	410, 800
32	274, 500	304, 000	337, 000	374, 200	412, 600
33	274, 800	304, 900	338, 200	375, 500	414, 300
34	275, 400	305, 800	339, 400	376, 800	416, 000
35	276, 000	306, 700	340, 700	378, 200	417, 800
36	276, 600	307, 600	341, 800	379, 700	419, 600
37	277, 200	308, 400	342, 800	381, 200	421, 300
38	278, 400	309, 100	343, 800	382, 200	423, 100
39	279, 700	309, 800	344, 900	383, 400	424, 900
40	281, 100	310, 600	345, 900	384, 500	426, 700
41	282, 900	311, 500	347, 100	385, 800	428, 300
42	283, 600	312, 500	348, 200	387, 200	429, 800
43	284, 300	313, 800	349, 400	388, 500	431, 400
44	285, 000	315, 100	350, 600	389, 800	433, 000
45	285, 500	316, 200	351, 800	391, 200	434, 100
46	285, 800	317, 300	353, 000	392, 400	435, 300
47	286, 100	318, 300	354, 200	393, 600	436, 500
48	286, 400	319, 200	355, 500	394, 800	437, 700
49	286, 800	320, 000	356, 200	395, 900	438, 900
50	287, 000	321, 100	357, 400	396, 900	440, 100
51	287, 200	322, 200	358, 500	397, 900	441, 300

52	287, 400	323, 300	359, 600	398, 900	442, 500
53	287, 700	324, 400	360, 600	399, 700	443, 500
54	287, 900	325, 400	361, 500	400, 400	444, 500
55	288, 100	326, 500	362, 500	401, 100	445, 500
56	288, 300	327, 400	363, 400	401, 600	446, 400
57	288, 500	328, 500	364, 500	402, 000	447, 200
58	289, 100	329, 500	365, 700	402, 300	447, 900
59	289, 600	330, 500	366, 900	402, 700	448, 600
60	290, 100	331, 400	368, 100	403, 100	449, 200
61	290, 700	332, 500	368, 900	403, 400	449, 700
62	291, 500	333, 400	370, 000	403, 700	450, 200
63	292, 300	334, 500	371, 100	404, 100	450, 700
64	293, 100	335, 600	372, 200	404, 500	451, 100
65	293, 800	336, 500	373, 000	404, 800	451, 400
66	294, 600	337, 600	374, 100	405, 100	451, 800
67	295, 400	338, 700	375, 100	405, 400	452, 200
68	296, 200	339, 800	376, 200	405, 700	452, 500
69	297, 000	340, 500	377, 100	405, 900	452, 800
70	298, 000	341, 500	377, 900	406, 100	
71	299, 000	342, 400	378, 700	406, 300	
72	300, 000	343, 300	379, 500	406, 500	
73	300, 900	344, 300	380, 300	406, 700	
74	301, 600	345, 100	380, 700	406, 900	
75	302, 400	346, 000	381, 200	407, 100	
76	303, 200	346, 900	381, 700	407, 300	
77	304, 000	347, 800	382, 100	407, 500	
78	305, 100	349, 000	382, 500	407, 700	
79	306, 200	350, 200	382, 900	407, 900	
80	307, 300	351, 400	383, 300	408, 100	
81	308, 300	352, 500	383, 700	408, 300	
82	309, 300	353, 600	384, 000	408, 500	
83	310, 300	354, 700	384, 300	408, 700	
84	311, 300	355, 800	384, 600	408, 900	
85	312, 200	356, 800	384, 800	409, 100	
86	313, 300	357, 800	385, 100	409, 300	
87	314, 400	358, 800	385, 300	409, 500	
88	315, 500	359, 800	385, 500	409, 700	
89	316, 700	360, 600	385, 700	409, 900	

90	317, 700	361, 300	385, 900		
91	318, 700	362, 100	386, 100		
92	319, 600	362, 900	386, 300		
93	320, 400	363, 600	386, 500		
94	321, 300	364, 200	386, 700		
95	322, 200	364, 800	386, 900		
96	323, 000	365, 400	387, 100		
97	323, 900	365, 800	387, 300		
98	324, 800	366, 300	387, 500		
99	325, 800	366, 700	387, 700		
100	326, 800	367, 200	387, 900		
101	327, 700	367, 700	388, 100		
102	328, 800	368, 000	388, 300		
103	329, 800	368, 400	388, 500		
104	330, 700	368, 800	388, 700		
105	331, 300	369, 300	388, 900		
106	331, 900	369, 700			
107	332, 400	370, 100			
108	333, 000	370, 500			
109	333, 500	370, 800			
110	333, 900	371, 200			
111	334, 300	371, 600			
112	334, 600	372, 000			
113	334, 900	372, 300			
114	335, 400	372, 600			
115	335, 900	372, 900			
116	336, 400	373, 200			
117	336, 900	373, 500			
118	337, 400	373, 800			
119	337, 900	374, 100			
120	338, 400	374, 400			
121	338, 800	374, 700			
122	339, 200	375, 000			
123	339, 500	375, 200			
124	339, 800	375, 400			
125	340, 000	375, 600			
126	340, 300				
127	340, 600				

128	340,900				
129	341,300				
130	341,600				
131	341,900				
132	342,200				
133	342,400				
134	342,700				
135	343,000				
136	343,300				
137	343,500				
138	343,800				
139	344,100				
140	344,400				
141	344,600				
142	344,900				
143	345,200				
144	345,500				
145	345,800				
146	346,100				
147	346,400				
148	346,700				
149	347,000				
150	347,200				
151	347,400				
152	347,600				
153	347,800				
154	348,000				
155	348,200				
156	348,400				
157	348,600				
158	348,800				
159	349,000				
160	349,200				
161	349,400				
162	349,600				
163	349,800				
164	350,000				
165	350,200				

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。